

令和元年度下半期 規約委員会活動報告

令和2年6月

委員：副島俊典(委員長)、上別府圭子、佐藤篤、田中文子

1. 定款細則第15条の常設委員会の修正を行った。それに伴い、委員会規程の修正を行った。
2. 日本小児血液・がん学会「小児がん病理病態研究学術奨励賞」規程の修正を行った。

常設委員会)

第15条 委員会には委員会の業務を総括する委員長1名および副委員長1名をおく。委員長、副委員長の選出は委員の互選により推薦され、理事会の決議を経て理事長が委嘱する。委員長は他の常設委員会委員長を兼ねることはできない。

2. 委員会には担当理事正副2名が理事会の議を経て理事長より指名される。担当理事は委員長、副委員長にはなれない。理事は、複数の委員会の担当を兼務できる。委員会開催には正副いずれかの担当理事の出席を要する。
3. 委員長は、担当理事を通じて理事会ならびに総会に事業計画および事業報告を行い、承認を求めなければならない。
4. 副委員長は、委員長を補佐し必要なときは委員長の職務を代行する。
5. 委員長ならびに副委員長の任期は2年間とし、連続再任は1回のみ認められる。
6. 委員長または副委員長に欠員を生じたときは、後任者は委員会により推薦され、理事会の決議を経て理事長が委嘱する。後任は前任の任期を務めるものとする。
7. 委員は原則として評議員の中から、担当理事より推薦され、理事会の議を経て理事長が委嘱する。ただし、委員長は必ず評議員の中から選任する。
8. 委員は、常設委員会を2つまで兼任することができる。
9. 委員の任期は2年間とし、連続再任は1回のみ認められる。委員会業務の継続に支障がある場合は理事会の議決を経て半数を超えない委員の連

続2回までの再任が認められる。

10. 理事長は必要に応じて専門性の高い非会員・非評議員に委員（非会員の場合は「外部委員」という）を委嘱することができる。
11. 外部委員の任期は2年とし、再任は妨げられない。外部委員の報酬については別に定める。
12. 第1項から第11項に規定するものは第14条2項11)の疾患委員会、理事長諮問委員会を除くすべての常設委員会に適用するものとし、疾患委員会については第16条、理事長諮問委員会については第17条に別に定める。

(文責 副島俊典)